

建設工事に係る低入札調査基準価の算定方法の一部改正について

建設工事に係る、低入札調査基準価格の算定方法を、下記のとおり改正します。

記

1 改正内容

低入札調査基準価格を下回った場合の失格基準の算定

改正後	改正前
<p>下記項目の(1)～(5)に一つでも該当したときは、失格とする。</p> <p>【項目別基準】</p> <p>「項目別基準」は変更なし</p> <p>【総額基準】</p> <p>(5) 入札価格が、下記の①～④の合計額から⑤の額を減じた額または、⑥～⑨までの合計額のいずれか低い額未満である。</p> <p>①「直接工事費の100%」 ②「共通仮設費の100%」 ③「現場管理費の80%」 ④「一般管理費の55%」 ⑤「比較価格の3%」 ⑥「直接工事費の97%」 ⑦「共通仮設費の90%」 ⑧「現場管理費の90%」 ⑨「一般管理費の55%」</p>	<p>下記項目の(1)～(5)に一つでも該当したときは、失格とする。</p> <p>【項目別基準】</p> <p>(1) 直接工事費が市設計額の75%未満である。 (2) 共通仮設費が市設計額の70%未満である。 (3) 現場管理費が市設計額の70%未満である。 (4) 一般管理費が市設計額の30%未満である。 ※諸経費が(2)～(4)に細分化されていない場合は、諸経費が市設計額の55%未満である。</p> <p>【総額基準】</p> <p>(5) 入札価格が、下記の①～④の合計額から⑤の額を減じた額または、⑥～⑨までの合計額のいずれか低い額未満である。</p> <p>①「直接工事費の100%」 ②「共通仮設費の100%」 ③「現場管理費の80%」 ④「一般管理費の55%」 ⑤「比較価格の3%」 ⑥「直接工事費の95%」 ⑦「共通仮設費の90%」 ⑧「現場管理費の90%」 ⑨「一般管理費の55%」</p>

2 適用

平成29年4月1日以降に公告する案件から適用します。

※詳細については、「入札参加者の心得」及び公告文添付の「共通事項」をご確認ください。

平成29年4月1日
宇都宮市上下水道局企業総務課

建設関連業務委託における最低制限価格の一部改正について

建設関連業務委託に係る、最低制限価格の算定方法を下記のとおり改正します。

記

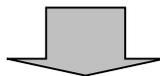
1 改正対象業務委託

- ・ 建築関係建設コンサルタント業務
- ・ 土木関係建設コンサルタント業務の一部
- ・ 地質調査業務

2 改正内容

【改正前】

業種区分	A	B	C	D
建築関係建設 コンサルタント	直接人件費 の額	特別経費 の額	技術料等経費 の額	諸経費の額に 10分の5.5 を乗じて得た額
土木関係建設 コンサルタント	直接人件費 の額	直接経費 の額	その他原価の額に 10分の9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10分の4.5 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費 の額	間接調査費 の額	解析等調査業務費の額に 10分の7を 乗じて得た額	諸経費の額に 10分の5 を乗じて得た額



【改正後】

業種区分	A	B	C	D
建築関係建設 コンサルタント	直接人件費 の額	特別経費 の額	技術料等経費 の額	諸経費の額に 10分の6 を乗じて得た額
土木関係建設 コンサルタント	直接人件費 の額	直接経費 の額	その他原価の額に 10分の9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10分の4.8 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費 の額	間接調査費 の額	解析等調査業務費の額に 10分の8 を 乗じて得た額	諸経費の額に 10分の5 を乗じて得た額

3 適用

平成29年4月1日以降に指名通知する案件から適用します。

※詳細については、「入札参加者の心得」をご確認ください。